

令和 5 年 4 月 1 日開始

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算 特例措置」の入力方法  
(オンライン資格)

株式会社スカイ・エス・エイッチ

💡みなさまへお願い💡

詳細は医師会等の配布物をご確認ください。また、算定要件や解釈についてのご質問は、医師会や保団連（保険医協会）等へお問い合わせをお願いいたします。

この特例措置入力は、現在レセプトオンライン請求を行っている、または、今年中にオンライン請求を開始することを届出された医療機関様を対象としています。

■ 算定要件および施設基準

ORCA レセコントップページのお知らせ「【超重要】後期高齢 2 割、医療情報・システム基盤整備体制充実加算 令和 4 年 9 月 29 日」から変わっていません。

■ 特例措置について

令和 5 年 4 月から 12 月まで（9 か月間）時限的に適用する

	マイナ保険証	現行の加算	特例措置(令和 5 年 4 月～12 月)
初診	利用しない	4 点	6 点
	利用する ※	2 点	2 点
再診	利用しない		2 点
	利用する ※		なし

※マイナ保険証を使用し当該患者に係る診療情報を取得等した場合、又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合（これまでどおり）

(1) 初診時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関において、初診又は調剤を行った場合における評価の特例  
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1（マイナカードの利用なし）4 点⇒6 点

(2) 再診時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対し、再診を行った場合における評価を設ける  
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3（マイナカードの利用なし）2 点  
（1 月に 1 回）

■ 診療行為コードと入力方法

これまでと同じく設定による自動算定はありません。患者に応じて手入力をお願いいたします。

❖ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2（初診）（マイナ保険証・2 点）

診療行為コード、点数とも変更はありません。

【現】	診療行為コード	【新】
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2（初診）	111016070	変更なし
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2（医学管理等）	113045170	変更なし

- ❖ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1（初診）（保険証）  
点数が変更になります。診療行為コードは変更ありません。

【現】	診療行為コード	【新】
医療情報・システム基盤整備体制 充実加算 1（初診） 4 点	111015970	医療情報・システム基盤整備体制 充実加算 1（初診） 6 点
医療情報・システム基盤整備体制 充実加算 1（医学管理等） 4 点	113045070	医療情報・システム基盤整備体制 充実加算 1（医学管理等） 6 点

◇ 入力方法

これまでと同じです。加算を手入力します。

（再掲）初診料の場合

初診料の剤内に加算を入力します。

★画面例 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2（初診）の場合

診区	入力コード	名称	数量・点数
11	111000110	* 初診料	
	111013770	機能強化加算（初診）	
	111014870	外来感染対策向上加算（初診）	
	111014970	連携強化加算（初診）	
	111015070	サーベイランス強化加算（初診）	
	111016070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2（初診）	380 X 1 380

（再掲）医学管理等の場合

（小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料等）

診区「.130 管理料」を入力し、その下に以下の診療行為コードを入力します。

（診療料と同剤で入力しないように（診療料の真下に入力等）ご注意ください。）

★画面例 小児科外来診療料に医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2（医学管理等）  
を算定する場合

13	113037410	*C小児かかりつけ診療料 1（処方箋を交付しない）初診時	
	113028970	機能強化加算（初診）（小児かかりつけ診療料）	
	113033790	外来感染対策向上加算（医学管理等）	
	113033890	連携強化加算（医学管理等）	
	113033990	サーベイランス強化加算（医学管理等）	848 X 1 848
13	.130	* 管理料	
	113045170	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2（医学管理等）	2 X 1 2

## ❖ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3（再診）（保険証）

【現】	診療行為コード	【新】
(新設)	112026570	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 (再診) (経過措置) 2点
(新設)	113045270	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 (医学管理等・経過措置) 2点

## ◇ 入力方法

再診料の場合

再診料の剤内に加算を入力します。

診区	入力コード	名称	数量・点数
12	112007410	*C再診料	
	112016070	時間外対応加算 1	
	112015770	明細書発行体制等加算	
	112026570	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 (再診) (経過措置)	81 X 1 81
12	0202	* 外来管理加算	52 X 1 52

医学管理等の場合

(小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、外来リハビリテーション診療料等)

診区「.130 管理料」を入力し、その下に以下の診療行為コードを入力します。

(診療料と同剤で入力しないよう単剤で入力してください。)

★画面例 小児科外来診療料に医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3(医学管理等)  
を算定する場合

診区	入力コード	名称	数量・点数
13	113003810	*C小児科外来診療料 (処方箋を交付しない) 再診時	524 X 1 524
13	.130	* 管理料	
	113045270	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 (医学管理等・経過措置)	2 X 1 2